

平成24年度
障害児通所支援事業者
障害児相談支援事業者
集団指導 資料

日時：平成25年1月16日（水）13時～14時30分

場所：中原区役所 5階 501・502会議室

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課

平成24年度集団指導 次第

- 1 平成24年度指導方針について
- 2 指定基準について
- 3 給付費について
- 4 よくある指摘等
- 5 障害者虐待防止法について
- 6 事故報告の取り扱いについて
- 7 届出について
- 8 その他

1 平成24年度指導方針について

川崎市指定障害児通所支援事業者等指導実施要綱及び川崎市指定障害児通所支援事業者等監査実施要綱から

方針

関係法令等に基づき、障害児通所支援等の質の確保及び障害児通所給付等の適正化を図ることを方針とする。

指導とは

障害児通所支援等の取扱い及び障害児通所給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底する。

監査とは

支援内容等が行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は障害児通所給付等に係る費用の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採る。

1 平成24年度指導方針について

基本的な法令

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第15号)
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
(平成24年厚生労働省令第29号)
- (3) 児童福祉法に基づく指定通所及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準
(平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)
- (5) 厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件
(平成24年3月14日厚生労働省告示第128号)

1 平成24年度指導方針について

指導について

実施方法について

- (1) 集団指導 必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方式で行う。
- (2) 実地指導 指定障害児通所支援事業者等の事業所において、関係書類の閲覧及び関係者との面談等の方式で行う。

実地指導の対象について

- (1) 児童福祉施設 年に1回実施する。
- (2) その他指定障害児通所支援事業者等 概ね3年に1回実施する。

特に必要と認められる指定障害児通所支援事業者等を対象に適宜実施する。

1 平成24年度指導方針について

実地指導の流れ

日程調整 概ね1か月前までに日程調整のための電話連絡をします。
原則として半日単位で実施します。

実施通知の送付 事前提出資料及び当日必要な資料も記載します。

事前提出資料の提出 実地指導の1週間前に到着するよう御用意ください。

当日 職員2, 3人で班を編成して伺います。
人員体制、運営及び報酬請求等について御説明いただける方（管理者
又は児童発達支援管理責任者等1人以上）の御対応をお願いします。

結果通知 およそ2か月後を目途に、口頭指摘のうち改善を要すると認めら
れた事項について、実地指導結果として通知します。

改善報告書の提出 通知に記載されている報告期限までに改善報告書を提出
していただきます。確認できたら実地指導完了です。

1 平成24年度指導方針について

監査を行う時

- (1) 著しい運営基準違反が確認され、利用児及び入所児等の生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合。
- (2) 障害児通所給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合。

行政上の措置

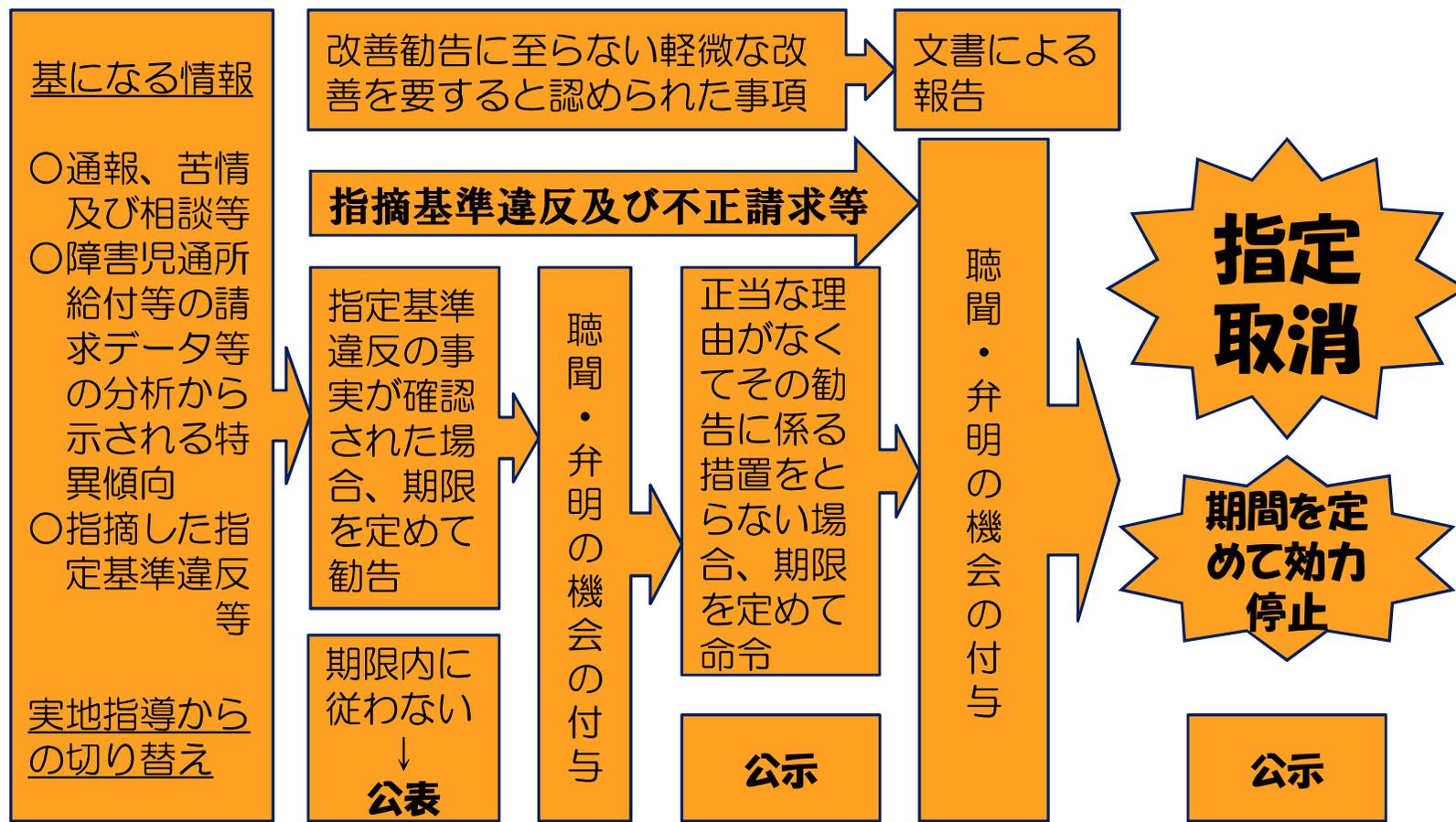
- (1) 勧告
- (2) 命令
- (3) 指定の取り消し、又は期間を定めたその指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (4) 指定の取り消し等に至らないと認められる場合には、実地指導に準じた指導。

経済上の措置

- (1) 勧告、命令、指定の取り消し等を行った場合に、給付等に関係する市町村に対し、不正利得の徴収として徴収を行うよう指導する。
- (2) 命令又は指定の取り消し等を行った場合には、当該指定障害児通所支援事業者等に対し、支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせる。

1 平成24年度指導方針について

監査の流れ



2 指定基準について

本市では、

◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年川崎市条例第54号）

◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
（平成24年川崎市条例第55号）

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
（平成24年川崎市条例第56号）

が交付されました。

平成25年4月1日からは、条例に基づいた指定又は指導等を行います。

独自基準

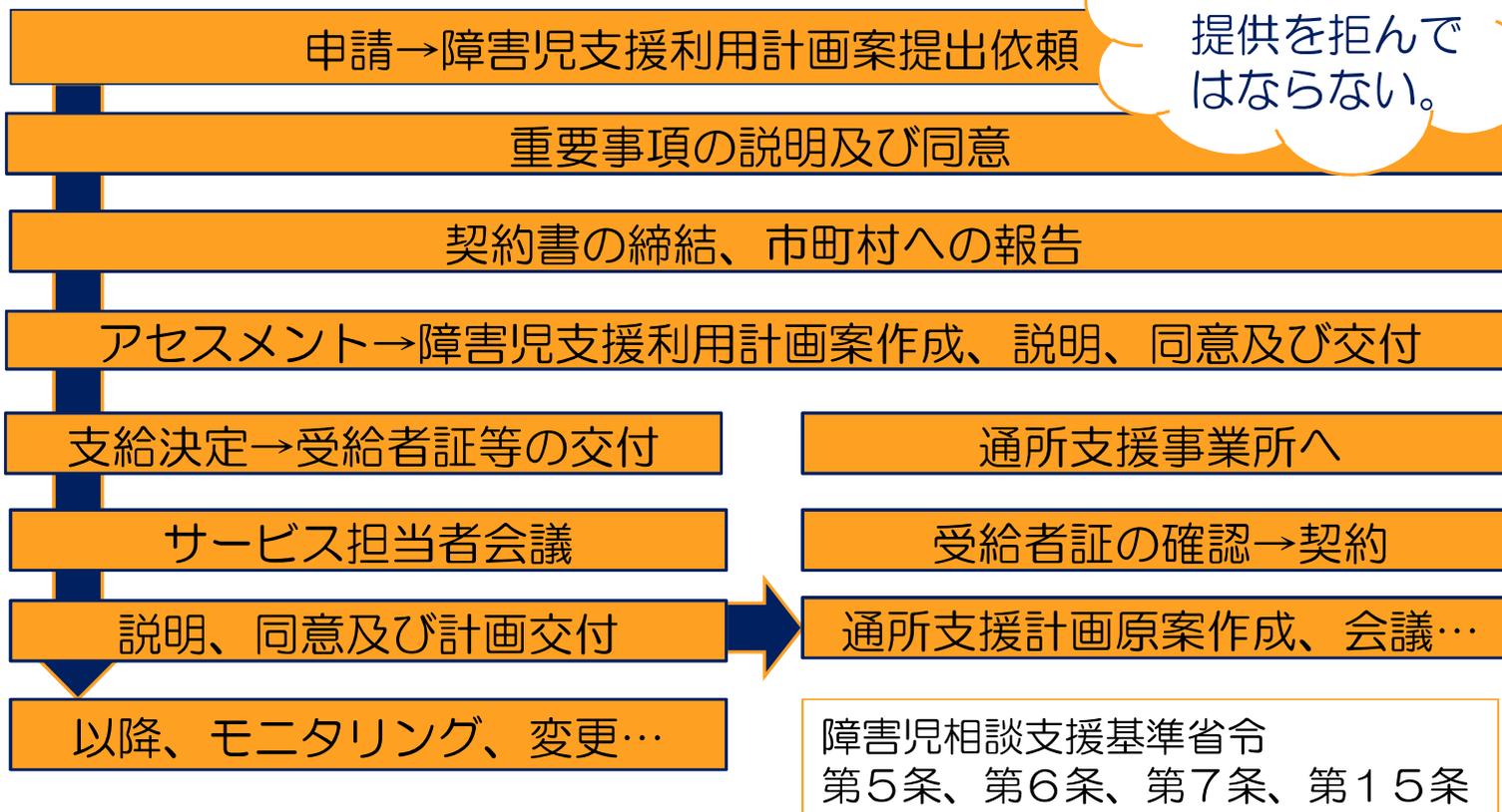
（事故防止の対策）

第53条 指定児童発達支援事業者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、従業者への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。

※入所は第50条

2 指定基準について

障害児相談支援利用の流れ



正当な理由がなく、支援の提供を拒んではならない。

2 指定基準について

障害児相談支援利用中

- ◆身分を証する書類の携行（省令第11条）
相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
- ◆衛生管理等（省令第22条）
従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- ◆秘密保持等（省令第24条）
従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。
- ◆記録の整備（省令第30条）
従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

2 指定基準について

障害児相談支援利用中

◆苦情解決（省令第27条）

指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

障害児又はその家族からの苦情に関して県知事又は市（長）が行う調査に協力するとともに、県知事又は市（長）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しなければならない。

◆事故発生時の対応（省令第28条）

指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 指定基準について

通所支援利用の流れ

相談 アセスメント 障害児支援計画案作成
支給決定 担当者会議 計画書及び受給者証の交付

正当な理由が
なく、支援の
提供を拒んで
はならない。

受給者証の確認

重要事項の説明及び同意

契約書の締結

受給者証への記載

アセスメント

市町村への報告

通所支援計画原案作成

通所基準省令	通所基準条例
第12条	第13条
第13条	第14条
第14条	第15条
第27条	第28条

計画作成の会議

説明、同意及び計画交付→利用開始
(以降、モニタリング、変更…)

2 指定基準について

通所支援利用中

◆相談及び援助（省令第29条、条例第30条）

常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

◆非常災害対策（省令第40条、条例第41条）

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

◆衛生管理等（省令第41条、条例第42条）

障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 指定基準について

通所支援利用中

◆身体拘束等の禁止（省令第44条、条例第45条）

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行ってはならない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

◆秘密保持等（省令第47条、条例第48条）

従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

◆記録の整備（省令第54条、条例第56条）

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

障害児に対する支援の提供に関する記録を整備し、支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

2 指定基準について

通所支援利用中

◆苦情解決（省令第50条、条例第51条）

支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

運営適正化委員会が行う調査又はあっせんに協力しなければならない。

◆事故発生時の対応（省令第52条、条例第54条）

支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 給付費について

給付費体制届

毎月15日以前の提出→翌月から算定

毎月16日以降の提出→翌々月から算定

加算が算定されなくなる場合→事実が発生した日から算定不可



速やかに提出

届出を行わずに請求を行った場合は不正請求です。

同一日に複数の支援に係る報酬は算定できません。

同一時間帯に障害福祉サービスに係る報酬は算定できません。

基準を満たしていることが前提です

旧児童デイサービス事業所の地域区分（特甲地→3級地）

平成25年度 10.66円

平成26年から10.72円になります。

3 給付費について

満たすべき基準とは

障害児通所支援：人員基準

障害児相談支援：次に掲げる基準

第15条第2項

第6号（アセスメント）居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接

第8号 計画案について障害児及びその家族に説明、文書で同意を得る

第9号 計画案を障害児等に交付

第10号 連絡調整、サービス担当者会議等で計画案の内容説明、意見を求める

第11号 サービス担当者会議後の計画案を障害児及びその家族に説明、文書で同意を得る

第12号 障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付

第15条第3項

第2号（モニタリング）継続的に連絡、期間ごとに居宅を訪問、面接、記録

3 給付費について

エラーが多い案件

- EE17 地域区分コードが障害児施設台帳と一致しません
4月1日新規指定事業所と旧児童デイサービス事業所とは級地区分が異なっている。
- EE24、EJ32 1単位あたりの単位数が単価表と一致しません
ベンダーソフトに内蔵されている1単位あたりの単位数の不一致。
- PJ01 定員区分の算定用件を満たしていません
放課後デイ10名、児童発達10名、1日延べ20名＝算定規模は20。
- ED01 基本情報が重複しています。
二重請求が原因。過誤申立書を期間内に行なっていれば、仮点検時に表示されても無視してよい。
- EG13 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です。
請求システムの受給者情報と受給者証の支給決定期間が違いため、受給者証の内容を確認。

他、届出のない加算に関するエラー多数

3 給付費について

質問が多い事項

Q 学校の休業日はどのように考えたらよいのか

A 休業日とは、公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日及び教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日とされています。学校全体が休みの日が基本となり、特定の学級だけの休み、学年だけの休みの日は該当しません。

Q 延長支援加算はどのような場合に算定できるのか

A 8時間開所している事業所において、8時間前後に利用者を受け入れた場合に算定できます（送迎のみは算定不可。）。実利用時間は8時間以上でなくても差し支えありませんが、直接支援の職員1名は必置です。

（例）営業時間9時から17時

ある児童の利用時間

ある児童の利用時間

3 給付費について

加算について

加算名称	留意事項
児童発達支援管理責任者専任加算	<ul style="list-style-type: none">児童発達支援管理責任者を1名以上配置（研修の経過措置中も可）管理者との兼務可、他のサービスの責任者との兼務可
指導員加配加算	基準の員数に加え、指導員又は保育士を常勤換算で1名以上配置
家庭連携加算	通所支援計画に基づき、同意の基に訪問、相談援助。月4回が限度
訪問支援特別加算	概ね3ヶ月以上継続的に利用していた障害児が、連続した5日間利用がなかった場合、通所支援計画に基づき、同意の基に訪問、連絡調整等。月2回が限度
福祉専門職員配置等加算	<ul style="list-style-type: none">I 常勤の指導員のうち、社会福祉士又は介護福祉士が25%以上II 指導員又は保育士の総数のうち、常勤が75%以上 常勤の指導員又は保育士のうち、30%以上が3年以上従事
欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none">前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、月4回が限度障害児の状況、相談援助の内容等を記録。面会や訪問等は不要
特別支援加算	<ul style="list-style-type: none">通所支援計画を踏まえ、障害児ごとに特別支援計画を作成理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置
送迎加算	居宅と事業所間及び状況により学校と事業所間（通所支援計画に基づく）

3 給付費について

減算について

減算名称	留意事項
定員超過減算 定員超過と人員 欠如の両方に該 当する場合はど ちらかのみ算定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の障害児の数が、利用定員の150%を超える場合→その日 ・ 直近の過去3か月間の障害児の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数の125%を超える場合→その月 ・ 定員11人以下の場合、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
人員欠如減算	<看護師、指導員、保育士及び機能訓練担当職員> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基準の員数から1割を超えて減少→翌月から人員欠如が解消された月まで ・ 1割の範囲内で減少→翌々月から人員欠如が解消された月まで <その他職員の欠如及び員数以外の要件> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで
通所支援計画等未 作成減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援管理責任者による指揮の下で作成されていない場合 ・ 指定基準に規定する計画作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合 該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで
開所時間減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程に定める営業時間が4時間未満（送迎に要する時間は含まない） ・ 個々の障害児の実利用時間は問わない。
加算がなされる前の単位数から減算する。	

4 よくある指摘等

- ◎契約書及び重要事項説明書の内容や文言が旧制度のままとなっている。
- ◎契約書及び重要事項説明書に説明者等の記載漏れ、押印漏れがある。
- ◎契約を締結していない又は契約期間満了後の更新がなされていない。
- ◎実績記録表等に確認（押印）が行われていない。
 - ←欠席時対応加算の算定に際し、利用者の状況や相談援助の内容等を記録していないにもかかわらず算定している。
- ◎障害児通所支援計画作成後はモニタリングを行い、少なくとも6月に1回以上見直しを行う。
 - 行ったにもかかわらず、記録を残していない。
- ◎サービス担当者会議等において他の指定事業者等に対して児童や家族等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得る。
- ◎変更届漏れ
- ◎実費負担の請求に際して、費用の内訳を明らかにする。

7 届出について

変更の届出等

変更届

10日以内に
変更事項を市長に届け出なければならない。

事業所の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の
所在地並びにその代表者の氏名、
生年月日、住所及び職名

申請者の定款、寄附行為等及び
その登記事項証明書又は条例等

管理者、児童発達支援管理責任
者又は相談支援専門員の氏名、
生年月日、住所及び経歴

運営規程

給付費の請求に関する事項

役員の氏名、生年月日及び住所

事業所の名称及び所在地

7 届出について

変更の届出等

廃止又は休止

1か月前までに

必要事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に指定通所支援を受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

再開

10日以内に

再開した年月日を市長に届け出なければならない。

指定（更新）

毎月15日（閉庁日の場合は前日）までに

提出があれば、翌月1日付けの指定の対象とする。

7 届出について

業務管理体制の整備

事業所等の数	20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任		
		法令遵守規定の整備	
			業務執行の状況の監査を定期的に行う
届出事項	法令遵守責任者の氏名及び生年月日		
		法令遵守規定の概要	
			業務執行状況の監査方法
	事業者の名称、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		

7 届出について

業務管理体制の整備

届出の区分

- (1) 障害児相談支援事業所が川崎市のみに所在→川崎市長宛て
- (2) 事業所が2以上の都道府県の区域に所在→厚生労働大臣宛て
- (3) その他→神奈川県知事宛て

届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、当該届出をした厚生労働大臣等に届け出なければならない。

区分の変更により、当該届出をした厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、変更後の区分及び変更前の区分の双方に届け出なければならない。

※事業所の数…指定を受けている事業所ごとに数える。

※法令順守責任者…一定の資格を必要とはしない。代表者自身でも可。

※法令順守規程…チェックリスト等の作成は不要。

※業務執行状況の監査方法…監事・監査役等が法令順守に係る監査を行っている場合には、その監査をもって業務執行状況監査とすることができる。

8 その他

平成24年6月27日に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が交付され、平成25年4月1日より施行されます。
（一部、平成26年4月1日施行）



定款、登記、運営規程、利用者と交わしている契約書及び重要事項説明書等に「障害者自立支援法」と記載されている場合は修正が必要となります。
事業運営上の書類の確認を行ってください。

※現時点での県内の「一定の猶予」の取り扱いについては検討中です。